

はじめに

この「交通安全実施計画」は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき策定した第 9 次三重県交通安全 5 力年計画（平成 23 年度～平成 27 年度）を着実に推進するため、同法第 25 条第 3 項の規定に基づき平成 25 年度の県内における陸上交通の安全に関し、県及び同法第 2 条に定める国の指定地方行政機関等が講ずべき具体的施策を定めたものです。

平成 25 年の交通事故死者数については 94 人で、三重県が統計を取り始めた昭和 29 年以降最少の死者数となりましたが、平成 23 年から策定された第 9 次交通安全基本計画において掲げた最終年の抑止目標「75 人以下」の達成へは依然厳しい状況です。

一方、交通事故死傷者数については、平成 25 年は 12,979 人（前年比－403 人）となり、各種交通安全施策の成果が着実に現れたものと考えます。

しかし、運転免許人口、自動車保有台数の増加、車社会の進展、少子高齢化社会への急速な移行、ライフスタイルの多様化など道路交通を取り巻く環境は、急激に変化をしております。それにともない、社会全般にわたる規範意識の低下や交通ルール無視、交通マナーの低下が指摘されており、それらが交通事故の背景となっていることがうかがえます。

また、飲酒運転をはじめとした悪質・危険違反による交通事故は、厳罰化の影響により、減少しているものの、依然として悪質・危険違反による交通事故が後を絶たない現状から、昨年「飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」が施行されました。

今後、この条例の理念を実現するため、官民が協力して飲酒運転根絶に向けた取組をさらに推進していくこととします。

第 9 次交通安全計画の最終年である平成 27 年までに交通事故死者を 75 人以下とするこの目標を達成するため、県民や民間団体との連携・協力体制を強化し、家庭、学校、地域、職場などと一体となった幅広い取組を展開し、交通安全意識の高揚を図り、「交通事故のない安全で安心な郷土みえ」を実現することとします。